

【韓国】仏像所有権問題に関する大法院判決

海外立法情報課 中村 穂佳

* 長崎県対馬市の観音寺から盗まれた仏像について、所有権を主張する韓国の寺院が申し立てた上告審で、2023年10月26日、韓国大法院は、観音寺の取得時効が完成しているとして、上告を棄却した。

1 背景と経緯

2012年10月、長崎県対馬市の観音寺から、観世音菩薩坐像が盗まれる事件が発生した¹。後にこの事件は、韓国人の窃盗団によるものと判明し、盗まれた当該仏像は韓国で押収された²。これに対し、忠清（チュンチョン）南道瑞山（ソサン）市の浮石寺は、当該仏像が過去に倭寇によって略奪されたもので、同寺院が元の所有者であるとして、韓国政府を相手に、動産引渡し of 民事訴訟を大田（テジョン）地方法院³に起こした。同地方法院は、2017年1月26日に、国に対し、当該仏像を浮石寺に引き渡すことを命じる判決を言い渡した（大田地方法院 2016 가합 102119）⁴。国側は、一審の判決後すぐに大田高等法院に控訴し⁵、大田高等法院は、2023年2月1日に控訴審の判決を下した（大田高等法院 2017 나 10570⁶）。この判決では、現在の浮石寺が、高麗時代の瑞州（ソジュ）浮石寺⁷と同一と見ることができないこと、また、当該仏像に関する観音寺の取得時効が成立していることを理由として、観音寺に当該仏像の所有権があると判断した⁸。浮石寺側がその後、大法院に上告していた。2023年10月26日、大法院は、浮石寺の上告を棄却した（大法院 2023 다 215590）⁹。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年12月4日である。

¹ 「対馬の文化財盗 別の寺社も被害」『読売新聞』（西部版）2012.10.10, p.37.

² 「60 대 도둑들, 日서 훔친 물건에 두 나라 ‘발각’」中央日報ウェブサイト 2013.1.30. <<https://www.joongang.co.kr/article/10550627#home>>

³ 法院は、韓国の司法機関であり、日本の裁判所に相当する。大法院（日本の最高裁判所に相当）の下、高等法院（日本の高等裁判所に相当）、地方法院（日本の地方裁判所に相当）などの各級法院から成る。

⁴ 「[민사] 사찰의 금동관음보살상 인도 청구에 관하여 인도를 명한 판결」2017.4.6. 大田地方法院ウェブサイト <https://daejeon.scourt.go.kr/dcboard/new/DcNewsViewAction.work?seqnum=18428&gubun=44&cbub_code=000280&searchWord=&pageIndex=8>

⁵ 「‘불상 반환’ 판결에 검찰 항소...4년 전과 다른 태도」2017.1.27. SBS ニュースウェブサイト <https://news.sbs.co.kr/news/endPage.do?news_id=N1004013812&plink=ORI>

⁶ 「대한불교조계종 부석사가 대한민국을 상대로 금동관음보살좌상의 인도를 구하고 일본국 종교법인 관음사가 불상에 대한 시효취득을 주장하는 사건[대법원 2023. 10. 26. 선고 중요 판결]」後掲注(9)

⁷ 現在の瑞山浮石寺が所在する地域は、高麗の時代には瑞州（ソジュ）という地域であった。「유체동산인도 사건 (2023 다 215590) 보도자료」後掲注(9)

⁸ 「“환수 vs 반환”... 日 반출됐다 훔쳐온 불상 소유권 논쟁 격화 [인사이드&인사이드]」2023.2.22. 東亜日報ウェブサイト <<https://www.donga.com/news/Opinion/article/all/20230221/118012698/1>>; 「대한불교조계종 부석사가 대한민국을 상대로 금동관음보살좌상의 인도를 구하고 일본국 종교법인 관음사가 불상에 대한 시효취득을 주장하는 사건[대법원 2023. 10. 26. 선고 중요 판결]」後掲注(9)

⁹ 判決文及び同判決に関する大法院の報道資料は、以下のとおりである。「대한불교조계종 부석사가 대한민국을 상대로 금동관음보살좌상의 인도를 구하고 일본국 종교법인 관음사가 불상에 대한 시효취득을 주장하는 사건 [대법원 2023. 10. 26. 선고 중요 판결]」大法院ウェブサイト <<https://www.scourt.go.kr/supreme/news/NewsViewAction2.work?pageIndex=2&searchWord=&searchOption=&seqnum=9528&gubun=4&type=5>>; 「유체동산인도 사건 (2023 다 215590) 보도자료」2023.10.26. 同 <<https://www.scourt.go.kr/news/NewsViewAction2.work?pageIndex=1&searchWord=&searchOption=&seqnum=1465&gubun=702>> 以下、2において大法院判決の内容に関する記述は、この2点の資料を基に記述する。

2 大法院判決の概要

2023年10月の大法院判決では、当該仏像が倭寇によって略奪されたものであるとしても、観音寺の当該仏像に関する取得時効が完成しており、浮石寺は当該仏像に関する所有権を喪失したとする大田高等法院の控訴審の判断は妥当であるとして、上告を棄却した。

今回の判決においては、(1)原告である浮石寺と高麗時代の瑞州浮石寺との同一性、(2)取得時効に関して適用される準拠法、(3)日本の民法の規定の下で、観音寺の当該仏像に関する取得時効が完成しているかどうかの3点が争点とされた¹⁰。それぞれの争点に係る判断は、以下のとおりである。

(1) 浮石寺と高麗時代の瑞州浮石寺との同一性

現在の瑞山市の浮石寺が所在する地域に、「浮石寺」という名称で存在していた寺院は、原告及び高麗時代の1330年頃に当時の瑞州に存在した浮石寺の他には見られないことなどから、瑞州浮石寺がその後現在の浮石寺として存続したと見る余地が充分あるとした。

(2) 取得時効に関して適用される準拠法

韓国の現行「国際私法（法律第18670号）」¹¹（2022年1月全部改正）附則第3条などの規定により、この裁判における準拠法は、旧「涉外私法」（法律第966号）第12条の規定により定められる¹²。同条では、動産及び不動産に関する物権その他登記しなければならない権利は、その目的物の所在地法による（第1項）、前項に規定した権利の得失変更は、その原因になった行為又は事実が完成された時の目的物の所在地法による（第2項）と規定される¹³。これにより、準拠法は、時効期間満了時点の日本の民法であると判断された。

(3) 観音寺の当該仏像に関する取得時効が完成しているかどうか

日本の民法では、明治29年に制定されて以降、第162条第1項の規定により、所有の意思をもって20年間、平穩かつ公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得すると規定されている¹⁴。観音寺は、1953年1月26日に法人格を取得し、その時点で既に当該仏像を所有していた。このため、当該仏像についての観音寺の取得時効は、1973年1月26日に完成したと判断された。

¹⁰ 大法院「2023 다 215590 유체동산인도 1부 (나) 판결 선고기일: 2023. 10. 26.」

¹¹ 「국제사법 (법률 제 18670 호)」 国家法令情報センター <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238791#0000>>

¹² 現行の国際私法（法律第18670号）附則第3条等の規定により、当該法律の施行以前に生じた事項に適用される準拠法については、従前の規定によるとされている。この規定によって参照される2022年1月改正以前の国際私法は、2001年4月に、それ以前の「涉外私法」が「国際私法」として全面改正されたものである。2001年に全面改正された後の国際私法（法律第6465号）の附則の規定によれば、当該全面改正の施行以前に生じた事項について、従前の涉外私法によると定められている。

¹³ 「섭외사법 (법률 제 966 호)」 国家法令情報センター <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=39554#0000>> 第12条

¹⁴ 「二十年間所有ノ意思ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノ物ヲ占有シタル者ハ其所有權ヲ取得ス」 『官報』 号外 明治29年4月27日 p.10. なお、同規定は、2004年12月1日の改正により、口語体に改められたが、法文の内容に変化はない。